

議 事 日 程

開議日時 令和7年12月11日(木)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 請願審査結果について(環境福祉委員会)
- 第3 議第191号ないし議第205号 令和7年度京都市一般会計補正予算 ほか14件(予算特別委員長報告)
- 第4 議第206号及び議第142号 京都基本構想の策定について ほか1件(京都基本構想審査特別委員長報告)
- 第5 議第143号及び議第189号 京都市公契約基本条例の一部を改正する条例の制定について ほか1件(総務消防委員長報告)
- 第6 議第184号ないし議第187号 訴えの提起(裁判上の和解を含む。)について ほか3件(環境福祉委員長報告)
- 第7 議第144号、議第148号ないし議第177号及び市会議第27号 京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について ほか31件(文教はぐくみ委員長報告)
- 第8 議第145号ないし議第147号、議第178号ないし議第183号及び議第188号 京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について ほか9件(まちづくり委員長報告)
- 第9 議第190号 地方独立行政法人京都市産業技術研究所第4期中期目標の策定について(産業交通水道委員長報告)
- 第10 議第207号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第11 議第208号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第12 議第209号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第13 議第210号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第14 議第211号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第15 議第212号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第16 議第213号 京都市土地利用審査会委員の任命について
- 第17 諮第4号 人権擁護委員の推薦について
- 第18 諮第5号 人権擁護委員の推薦について
- 第19 諮第6号 人権擁護委員の推薦について
- 第20 諮第7号 人権擁護委員の推薦について
- 第21 諮第8号 人権擁護委員の推薦について
- 第22 諮第9号 人権擁護委員の推薦について
- 第23 諮第10号 人権擁護委員の推薦について
- 第24 諮第11号 人権擁護委員の推薦について
- 第25 諮第12号 人権擁護委員の推薦について
- 第26 諮第13号 人権擁護委員の推薦について
- 第27 諮第14号 人権擁護委員の推薦について
- 第28 諮第15号 人権擁護委員の推薦について
- 第29 市会議第28号 京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第30 市会議第29号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について
- 第31 市会議第30号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 第32 市会議第31号 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書の提出について
- 第33 市会議第32号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書の提出について
- 第34 市会議第33号 持続可能な社会保険制度の構築を求める意見書の提出について
- 第35 市会議第34号 OTC類似薬の保険適用除外等を行わないことを求める意見書の提出について
- 第36 市会議第35号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書の提出について
- 第37 市会議第36号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について
- 第38 市会議第37号 今後も非核三原則を堅持することを求める意見書の提出について

第39 市会議第38号 生活保護基準引下げ訴訟の最高裁判所判決にのっとり対応を求める意見書の提出について

第40 市会議第39号 人種差別に反対する声明を発出することを求める決議について

第41 市会議第40号 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の効果的・効率的な執行を求める決議について

~~~~~

〔午前10時開議〕

**議長（下村あきら）** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。西村義直議員と河合ようこ議員とにお願いをいたします。

~~~~~

議長（下村あきら） この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、損害賠償の額の決定及び市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起についての専決処分報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和7年9月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は、市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

次に、人事委員会から、議第203号ないし議第205号、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件に関する意見書が提出されました。この写しはお手元に送付いたしておきました。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程に入ります。

日程第1、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願1件及び陳情7件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第2、**請願審査結果について**を議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより表決を採ります。本件は、環境福祉委員会報告書のとおり、1件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本件は、環境福祉委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第3、**議第191号ないし議第205号令和7年度京都市一般会計補正予算、ほか14件、以上15件を一括議題**といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、森田守議員。

〔森田予算特別委員長登壇（拍手）〕

**予算特別委員長（森田守）** 本委員会に付託されました議第191号令和7年度京都市一般会計補正予算ほか14件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月27日の本会議で付託を受け、12月2日に、第1分科会では行財政局及び消防局に対して、第2分科会では文化市民局及び教育委員会に対して、第3分科会では交通局及び上下水道局に対してそれぞれ質疑を行った次第であります。

今回の補正予算は、人事委員会勧告等を踏まえた職員の給与改定等を行うとともに、寄付金を活用し、Arts Aid KYOTOによる文化振興の推進を図るための経費として、総額64億3,900万円を補正しようとするものであります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、職員の給与改定等に関しては、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に必要な財源として財政調整基

金を常時確保しておく必要性、給与面だけでなく職員が働きやすい職場環境を構築する必要性、給与改定を組織パフォーマンスや市民サービスの質の向上につなげ市民の理解と納得を得ていく必要性、市長等の特別職及び市会議員の期末手当の引上げを見送り物価高騰に苦しむ市民への対応を優先すべきとの指摘、教育現場に分断を生むような手当の在り方については見直すよう国に対して求めるべきとの指摘、教職員が誇りを持って働き続けられるよう現場の声を反映した処遇改善を進める必要性、今回の給与改定が公営企業の経営に与える影響、人件費や燃料費の高騰下においても市バス路線の維持に向けて持続可能な経営に取り組む必要性、本市の市バス運転士の平均年収が政令指定都市の平均より低いことを踏まえ、更に給与を引き上げる必要性、人員計画の検討に当たっては人員削減を前提とせず担い手確保や技術継承等を考慮する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、Arts Aid KYOTOによる文化振興の推進に関しては、本事業の振返りと今後の展望、事業認定型に係る芸術家の資金集めのノウハウを把握し他の芸術家にも支援を広げるよう取り組む考え、通常支援型を抜本的に強化するため一般財源を確保し予算を増額する必要性、制度創設時の意義を堅持しつつ市民の心に力を与える取組として芸術家を支えながら安定的に発展させる必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、公明党の各議員団及び無所属の天方委員、きくち委員、繁委員、平田委員は、いずれも原案に賛成する。維新・京都・国民、改新京都の各議員団及び無所属の井崎委員は、議第201号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。共産党議員団及び無所属の菅谷委員は、議第201号及び202号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第201号及び202号については多数をもって、残余の議案13件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。こうち大輔議員。

〔こうち大輔議員登壇（拍手）〕

**こうち大輔議員** 維新・京都・国民市会議員団は、議第201号京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いわゆる市会議員の期末手当の引上げについては反対し、議第202号京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いわゆる市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業の管理者の期末手当の引上げについては賛成の態度を表明しておりますので、その理由を述べます。

まず、今回の引上げ額は、議員は現行より6万9,600円の増、市長は10万2,225円の増であります。どちらの議案に対しても言えるのは、物価上昇が賃上げペースを上回り、10月時点で10か月連続実質賃金がマイナスの現状の中、市民生活への負担を考慮した政治姿勢を示す判断をするべきであるということでありました。その観点から、市会議員自らの期末手当の引上げに対しては反対します。

また、市長をはじめとする特別職の引上げに対しては、令和7年2月市会において残念ながら否決されましたが、市長給与のカット継続に向けた検討を促す決議においても求めたとおり、市長御自身の判断によって市民に寄り添った御判断を自らしていただきたい考えの下、賛成いたします。

最後に、参考までに申し上げますが、京都市長の給料月額141万円は、自主カットをしている実態も勘案すると、政令市20市中2番目の高さとなっております。

以上、討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、山本陽子議員に発言を許します。山本議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

**山本陽子議員** 日本共産党議員団は、議第201号京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議第202号京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対し、議第203号京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定及び議

第204号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については賛成の態度を表明していますので、議員団を代表し理由を述べます。

まず、京都市職員給与、京都市教職員給与の改定については、人事委員会勧告を踏まえたものであり、物価高騰が続く下で賃金の引上げは急務であり必要です。今回は、若年層への配分も重点としつつ、中年高齢層への配分がなされており、また地域手当について、国家公務員の地域手当が10パーセントから8パーセントに引き下げられた下で、地方では引下げ改定を行わなかったこと等は妥当であると考えます。加えて、教職員の通勤手当については、学校内に駐車せざるを得ない教職員に目的外使用として5,000円徴収していたことが解消され、我が党が求めてきたものであり、評価できます。

ただし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正について、4パーセントの手当が6年掛けて10パーセントになることについては国の措置は遅すぎます。そもそも残業代は支払うべきものです。義務教育等特別手当については、担任のみの手当として職員間に傾斜を付けるものであり改善が必要です。

京都市会議員の議員報酬等については、多くの市民が物価高を上回る賃金の引上げや年金の引上げがない中で、市民の暮らしのための予算とすべきであり、議会の判断として見送るべきと考えます。一方、市長・副市長等についても、市民サービスの削減は継続されており、市の政策判断に責任を負う下で妥当ではないと考えます。

以上、申し述べて討論とします。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第201号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第202号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案13件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第4、議第206号及び議第142号京都基本構想の策定について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

京都基本構想審査特別委員長の報告を求めます。京都基本構想審査特別委員長、寺田一博議員。

〔寺田京都基本構想審査特別委員長登壇（拍手）〕

京都基本構想審査特別委員長（寺田一博） 本委員会に付託されました議第206号京都基本構想の策定について、ほか1件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会といたしましては、11月27日の本会議で付託を受け、12月1日に総合企画局に対して質疑を行った後、5日には市長・副市長に対する総括質疑を行った次第であります。

まず、議第206号京都基本構想の策定については、理事者から、本議案は今後25年間の市政の基本方針として京都基本構想を定めようとするものである。時代に左右されない京都のまちの基軸、羅針盤となるものとしてまいりたい。京都基本構想案の策定に当たっては、令和5年度に基礎調査に着手し、翌6年度からは京都市総合計画審議会を設置して議論を開始するとともに、次の時代を担う若者で構成する京都市未来共創チーム会議の設置や、市内外の方々から幅広く意見を募る特設サイトの開設、市内の大学や高校に出向いて直接意見をお聴きする出前パブリックコメントの実施などを通して、幅広い市民の皆様に参加いただいた。こうした経過を経て、京都のまちが長い歴史の中で醸成してきた唯一無二の価値を示し、次世代に継承する構想案として取りまとめられ、9月に審議会から答申を頂き、京都市の視点で文章表現を精査したうえで、議

案として提案させていただいたものであるとの説明がありました。

次に、議第142号事務分掌条例等の一部改正については、理事者から、京都基本構想の策定に伴い、関係条例の規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、京都基本構想全体について、委員から、京都市では昭和53年に市会の議決を経て策定された世界文化自由都市宣言を都市理念として掲げ、文化を基軸とした都市経営が進められてきた。この世界文化自由都市宣言は、議決に際し九つの付帯決議が付けられた。その内容は、短い審議期間に関するものなど市会との関係性に関するものが多く見られた。その一方で、京都基本構想の策定経過を見ると、幅広い市民の方々から意見を聴取され、丁寧に作られたものであると認識しているが、市民や市会との策定における関わりはどうであったか。今後25年の目指すまちの姿を示したものであるが、構想の理念をどのように今後政策に落とし込み、市民の豊かさや幸福の実現につなげていくかが重要である。京都基本構想の具体化についてはいかがお考えか。長い期間の中で人の価値観も大きく変わる。短期間で見直すものではないが、今後の社会情勢の変化も見定め、必要に応じて点検することが大切である。未来に向けた基本構想の在り方について、市長のお考えはいかがかとの質疑や御意見がありました。

これらに対し理事者から、構想の策定に当たっては幅広い方々と価値を共有できるよう、策定プロセスには特に意を払った。京都基本構想で示す価値・思想と今後実行していく政策等が同期している必要がある。構想が策定された暁には、分野別計画や新京都戦略にどのように落とし込むか、また令和8年度予算編成をどのようにしていくかなど、必要な方策を具体化するとともに、構想で示すまちの在り方とも結び付けていくことが行政の責任であると考えており、市会においてもしっかり議論させていただきたい。この基本構想の具体化には市民との対話が必要である。基本構想を通して、一つの対話の軸、まちの大きな方針、背骨のような価値観を示していきたい。社会情勢が変化した場合、柔軟に見直さないといけないところは見直すのが、5年間で改定になるような理念ではなく、25年にまたがる大きな価値を示したと思っているとの答弁がありました。

そのほか委員から、山々の中に住宅地があり、川が流れているという京都のまちの姿を捉えたときに、景観の保全を強く位置付けていくことが必要である。景観の保全とは開発資本とのせめぎ合いであり、京都の大きな価値である景観を保全するプレーキの役割を行政が果たす必要があるとの御意見がありました。

このほか、地方自治法の改正により策定義務が廃止されたにもかかわらず改めて基本構想を策定する理由、市長の世界文化自由都市宣言に対する受止めと基本構想に込めた平和の思い、基本構想を京都に集う多様な人々が共有できる価値観として広めていくに当たっての考え、京都のまち柄に対する認識及び市民と共にまち柄を未来へつないでいくためのアプローチの方法、今後25年間の京都市が目指す方向性を市民にしっかりと受け止めてもらう必要性、基本構想を市民に分かりやすく伝えるため職員の理解度を深める取組の必要性、市民と共に目指すまちの姿を作っていくという趣旨が伝わるように京都学藝衆に関する表現を見直すべきとの指摘、市民一人一人の多様性と人権が尊重され誰もが自分らしく暮らし、働き、参加できる包摂社会の実現に向けた今後の施策推進の考え方、市民の暮らしを支える最終責任は京都市にあるとの立場に立ち国に対して財源確保等を求める必要性、コロナ禍での教訓をいかすため行政の体制を強化し公の役割を発揮することを明記する必要性、基本構想の策定を契機に文化首都と双京構想の実現に向けた計画を策定する必要性、京都経済の活性化に対する今後の取組、理念や理想を示すのではなく新京都戦略を練り直すなど市民が直面している課題解決に直結する取組に注力すべきであったとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党、改新京都の各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これを持ちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。加藤昌洋議員。

〔加藤昌洋議員登壇（拍手）〕

加藤昌洋議員 自由民主党京都市会議員団は、議第206号京都基本構想の策定に対して賛成の態度を表明いたしております。私は議員団を代表いたしまして、その理由を述べ討論を行います。

まず、本構想は1999年策定の現行基本構想から四半世紀を経て、人口減少・少子超高齢化、気候変動、技術革新の加速、そして観光の急拡大など、京都の都市環境が大きく変容する現実を踏まえた極めて重要な見直しであります。京都とは何か、何を未来へ引き継ぐのかという根本的な問いを中心に据え、市民と共に長期的方向性を定めようとする姿勢は私たちとしても評価するものです。

構想に掲げられる自然への畏敬と感謝、歴史と文化による人間性の回復、自他の生をともに肯定する社会といった思想は、京都の本質に根差しながら世界的課題にも応える普遍性を備えております。また、市民を京都に関わる全ての人と再定義した点は、京都の未来を切り開くうえで新たな視点を示すものです。

一方で、委員会の議論において、理念の抽象性に伴う課題を明確に指摘してまいりました。例えば、京都学藝衆といった概念が、市民、これからの25年を担う子供や若者に伝わるのか。行政の現場において具体的な政策立案にどうかすのか。こうした点については、その場に合った平易な言葉への言い換えや、副読本・映像教材などの工夫を含めて、丁寧な広報や周知が不可欠であると指摘しておきます。

さらに、京都の本質的価値とされる文化や自然についても、観念論にとどまらず、観光がもたらした生活環境の変化や地域コミュニティの衰退、伝統文化の担い手不足など、現実の課題と政策をどう結び付けるのかという観点を欠いてはなりません。

加えて、人口減少を悲観的に捉えるだけではなく前向きな都市構造の転換につなげる可能性や、多様な若者文化やスポーツ、アートへの確かな支援による社会の充実、新しい公共を担う多様な主体との協働の在り方、そして自然との共生を日常の暮らしへ落とし込む具体策など、将来の政策形成に直結する課題について積極的に論点を示してまいりました。これらの指摘はいずれも構想を実効性のあるものとするためであり、しっかりと受け止めるように求めておきます。

本構想は、本市の抱える構造的な財政問題や人口減少という厳しい現実から目をそらすものではなく、むしろ京都の強みである文化・自然・人のつながりを次代の価値創出へと転換するための基盤を示した点に大きな意義があります。私たち自由民主党京都市会議員団は、構想を単に承認して終えるのではなく、理念を現場に根付かせ、市民一人一人に届くものとするため、これからも不断の検証と提案を重ねていくことをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、久保田正紀議員に発言を許します。久保田議員。

〔久保田正紀議員登壇（拍手）〕

久保田正紀議員 維新・京都・国民市会議員団は、議第206号京都基本構想の策定に賛成の立場を表明しておりますので、会派を代表し討論を行います。

京都基本構想は、策定に当たり、基礎調査の着手から審議会での1年にわたる議論、未来共創チームなど多くの方々が関わり、本市の50年、100年先を見据えて策定された点において感謝と敬意を表します。25年間という四半世紀にわたる構想として、時代に左右されない京都のまちの基軸であり、羅針盤となるものと認識をしており、特に今の子供たちが大人になるときにどういう京都であるべきか、どういう京都であってほしいかという点においても、今を生きる者として未来に責任を負う、とても重要な内容として策定するものと理解をしております。

我が会派としては、この間、京都のよりよい未来の実現に向けて、各事業について目標設定する必要性など、様々な観点について質疑をしてまいりました。より具体的に市民の皆さんの生活をいかに充実していくか、都市の活力をどう高めていくのか、目標を設定して、それぞれの政策の評価を行ったうえで、公務の在り方を不断に見直し、取り組んでいただくことが肝要であり、今後行われる予定の新京都戦略の改定においても、中期の財政収支見通しを記載するなど具体的な施策について改めて十分に記載するように検討いただくことを求めます。

また、更に重要な点として、この基本構想に理念として詰められている多くの思いを、京都市職員の皆さんはもちろん、京都市民の皆さんに理解をしていただくことが大切であります。京都市に関わる全ての人が同じ視点で理解できるような工夫も含めて、しっかりと周知に取り組んでいただくことを強く求め、賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）次に、加藤あい議員に発言を許します。加藤議員。

〔加藤あい議員登壇（拍手）〕

加藤あい議員 日本共産党京都市会議員団は、議第206号京都基本構想の策定について賛成していますので、私は議員団を代表して討論いたします。

京都基本構想は何を示すものなのか。それは、諮問事項に表現されているとおり、世界文化自由都市宣言に掲げる都市の理想像の実現に向け、京都の価値や強み、目指す未来の姿を示す計画であります。諮問を受け、構想を練り上げられた審議会、また未来共創チーム会議の皆さん、そして多くの市民意見にも敬意を表するものであります。

我が党議員団は、本基本構想が市民的議論において作成されたものであり、京都の価値として、第1に歴史と伝統を引き継ぐ、第2に自然との共生、第3に平和の実現を掲げたこと、この25年間について示された課題認識と今後の方向性について一定評価し、賛成いたします。

以下、今後、具体化に当たっての我が党議員団の考えを述べます。

第1に、景観保全についてです。市長は議論の中で、伝統的な町並み、木造建築、空が広い、緑が目に入る部分が多い、鴨川の清らかな水の流れ、山々が見える、それらは京都の根源的な価値の一つと述べられました。また、世界遺産は尊重されなければならないとも言われました。構想にあるとおり、この間の本市の伝統的な町並みの変容は明らかであり、そして、今その価値を損なうかもしれない重大事態であります。開発・アクセルと制御・ブレーキのせめぎ合いにおいて、制御・ブレーキにこそ行政の役割があります。京都の価値である景観を徹底して保全していくことを求めるものです。

第2に、暮らしと経済、行政の役割についてです。構想において、憲法第25条の生存権、第13条の個人の尊厳、第14条の法の下での平等が念頭に置かれ、まちの在り方が明記されていると答弁がありました。3.11や地震・豪雨災害の頻発、コロナ禍などを体験した25年であったからこそ、行政の公的役割を明確にすべきことについて、第5章に行政の役割が明確化され、行政が全編に責任を負うと説明がありました。新型コロナウイルス感染症の教訓は、分野別計画の中で行政機能の強化として発展させることを求めます。瀬戸際を生活している市民の生活支援を求めます。また、京都のまちの経済を支えているのは中小企業です。ものづくり・伝統産業・商店など地域経済の振興について、自治体として中小企業のなりわいを守り発展させる道筋を明確に示すべきであることを指摘しておきます。

第3に、今後の世界的潮流についてです。審議会等では、気候危機、世界の力学構造の変化、ケアの可視化とジェンダー平等、LGBTQの方々や外国人の方々の人権について活発な議論が行われました。気候危機について、紛れもなく気候変動は一刻の猶予もありません。答弁にあったとおり、行政の果たす責任について新京都戦略や次期環境基本計画の中で明確に前進させることを求めるものです。また、世界の力学構造の変化により、グローバルサウスなど、世界は一握りの大国が世界政治を思いのまま動かす時代から変わりつつあります。G20は、富裕層への税の累進化や多国籍企業に対する課税強化を提唱しました。市長は、格差・貧困の是正に対しても一つのまちとしてどう取り組んでいけるかは大事な課題であるとの認識を示されました。個人の尊厳を守るために格差と貧困を是正していく、それが政治の役割です。

ケアの可視化とジェンダー平等について、審議会で、近代の権力構造によって女性が担ってきた領域、つまりケアなどが不可視化されてきた、女性が無償で担うようになって、結果としてケアの価値が希薄になったと意見が出されました。ケアを可視化していく、お互いに支え合うためにはジェンダー平等が切り離せないこと、社会構造の変化が必要であることは論をまちません。次の25年が問われています。介護や子育てなどケアに携わらないことを前提とした社会モデル、いわゆるケアレス・マン・モデルの社会構造を克服することが時代の要請であることを強調しておきます。審議会及び京都市未来共創チーム会議の議事録について、基本構想の文章とひも付け、補完する資料として明示していくことを求めます。

最後に、言うまでもないことですが、この25年間というのは、自然の成り行きに任せてきたわけではありません。政治によって暮らしと地域の疲弊を招いてきたことの総括を行うべきであります。基本構想と現実との乖離を我が党は指摘し続けてきました。市民の身近な地域の発展や具体的施策実現の尺度で行政運営を進めていくべきであります。党議員団は、今後示される新京都戦略の改定や分野別計画で、具体的行政において、暮らし応援のため、市政転換に向けて徹底した議論を引き続き行っていくことを申し述べ、討論いたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、西山信昌議員に発言を許します。西山議員。

〔西山信昌議員登壇（拍手）〕

西山信昌議員 公明党京都市会議員団は、議第206号京都基本構想の策定について賛成の立場を表明しております。私は会派を代表し、賛成の理由を述べ討論いたします。

「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない。」、「平和ほど、尊きものはない。平和ほど、幸福なものはない。」これらは、公明党の創立者が執筆した小説人間革命、また新・人間革命それぞれの冒頭の一説であります。全ての公明党議員がこれらの書を読み、生命の尊厳を学び、世界市民、地球市民として、世界平和に貢献し得る人材にと決意し、人生を歩み、議員としての使命をいただく中で、世界平和と人々の幸福を祈りながら、市民の幸福実現に向けて日々全力で取り組んでいるものと確信をしております。

平和の世紀が期待された京都市基本構想の起草時とは裏腹に、紛争と核の脅威への緊張が続く国際社会の状況において、当議員団は広島を視察するなどして、改めて平和への取組を決意する中、昨年7月22日に平和と文化を都市の基調として次期総合計画を策定することを求める意見を松井市長に提出し、各議員が代表質疑などでも平和の取組推進を訴えてまいりました。

今回の基本構想は、現行構想に比べ、平和という言葉が随所に盛り込まれ、序文に人類社会の恒久の平和と共栄を実現していきたいとの決意が示されているほか、現下の世界情勢を踏まえた中での京都市の世界平和への貢献余地の高まりがうたわれるなど、平和や世界における位置付けという点が一つの特徴となっていると高く評価をしております。基本構想を踏まえて改定される新京都戦略においても、是非平和の視点を盛り込んでいただきたいと思います。また、平和の原動力が文化の力だと考えており、文化の力によって国際交流していくことが世界平和につながる重要なことだと考えております。

公明党が昨年9月に発表した2040年を目指したビジョンの中間取りまとめでは、1、教育のための社会・子どもまんなか社会を築く、2、単身者が生きがいを持って人生を全うできる社会を実現する、3、若者、高齢者、女性、障害者、全ての人々が輝ける社会を確立する、4、全国どこでも命と健康が守られる社会を作る、5、地域のつながり・支え合いで人口減少を克服する社会を構築するの五つの改革構想を掲げております。これらの思いは、基本構想でもその多くが認識を一にするものと考えております。市民一人一人の多様性と人権が尊重され、多彩なつながりで人々が支え合いながら、誰もが自分らしく暮らし・働き・参加できる誰一人取り残さない包摂社会の実現に向けて取組を進めていただきたいと思います。

世界文化自由都市宣言には、「都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。」とあります。正に、1997年に採択された国際的な気候変動対策のための条約である京都議定書の誕生は、宣言のたまものように思えてなりません。今回の基本構想は、現行構想よりも明確に世界文化自由都市宣言を具現化するものであることがうたわれております。宣言の理念、基本構想の理念を市民をはじめ多くの人々に共有していただき、実践いただくためには、宣言に直接触れていただくことが重要であります。現在、宣言の碑やプレートは国際交流会館にしかありませんが、市役所への設置を強く求めてまいりたいと思います。そのうえで、市内随所への設置、宣言及び基本構想がより多くの人に届くよう取り組んでいただきたいと思います。それがやがて人々の行動につながり、平和への懸念がある世界にあつて、世界文化自由都市宣言に言う世界史に大きな役割を果たすことを願ってやみません。

様々な理想も述べてまいりましたが、昨年7月22日の議員団の意見では、最初に市民一人一人の幸福の実現を掲げました。市民生活は多様であり、価値観もまた異なりますが、それぞれの生活、仕事、家庭、地域が豊かになることが平和な社会を築く礎となると信じております。私たちは、市民一人一人の幸福実現に向け、一人の小さな声にこそ耳を傾け、真摯に聴き、受け止め、そして行動することをお誓い申し上げ、討論といたします。（拍手）

議長（下村あきら） 次に、小島信太郎議員に発言を許します。小島議員。

〔小島信太郎議員登壇（拍手）〕

小島信太郎議員 改新京都は、議第206号京都基本構想の策定について、審議会、京都市未来共創会議の皆様、パブリックコメントや特設サイト、みんなの理想京等に御意見を頂いた皆様、本構想に関わっていた

だいた全ての皆様に敬意を表しますとともに、基本構想がその性質として、あくまで京都市政の理念・理想であり、個別の政策を縛るものではないということであるため、賛成いたします。

しかしながら、基本構想の策定過程を通して、もっと市民に寄り添う姿勢が必要ではなかったかと疑問に思っております。委員会、総括質疑の中でも再三答弁があったように、2011年に策定が義務でなくなった基本構想を改めて策定する最大唯一の意義は、基本構想に記された本市が守るべきほかに代え難い価値を、市民の皆様のみならず、0.1、0.01市民の皆様も含めて多くの方と共有することであるはずですが、だからこそ、基本構想策定において第一に優先すべきは、あらゆる方にとって理解しやすい文章であることではなかったでしょうか。

そのうえで、この度提案されている基本構想（案）は、残念ながら一般市民の皆さんにとって読みやすいものにはなっていなかったと言わざるを得ません。パブリックコメントにも同様の趣旨の御意見が複数見受けられたのも事実です。文章を書くことをなりわいとされている方にとって、一つ一つの表現はこだわりの塊であり、自分自身の分身のようなものですから、起草者の方の思いは酌み取るところです。私が指摘をしているのは、我々市会と共に最も市民に寄り添うべき市長が、何事を置いても多く市民にとって親しみやすいものを作るという最大の方針を掲げて進めてこられなかったことの至らなさです。

基本構想は、今後25年の未来を見据えた理念・理想としてその意義は認めますが、今、本市に集う市民・事業者の皆さんは日々、目の前の困りに直面され、声を上げておられます。みんなの理想京にも、そういった、さしずめある意味辛辣なお声が数多く寄せられております。そういった声に耳を傾け、真つすぐ向き合い、実効性のある施策をスピード感を持って打ち示していくことこそが市長に求められているはずですが、その意味において、今後示される新京都戦略や分野別計画においては、基本構想以上に、市会はもとよりパブリックコメントだけにとどまらず、広く市民を巻き込んだ議論の場を創出することを求めています。

この間のやり取りを通して、市長の高尚なお考えは理解できます。給料カットなんかパフォーマンスで下らないというお考えも理解はできます。しかしながら、改革を断行し、本市を前に推し進めるためには、普通の一般的な感覚をお持ちのあらゆる市民の皆さんの市民理解が欠かすことはできません。自分自身の給料や収入が上がっていないのに、我々の給料が上がることに對して不満を持つ、そういった方が少なくないのも事実です。市長におかれては、一部の会派や議員の声におもねることなく、広く一般市民の皆様、本構想の言葉を借りれば、市井の皆さんの声に真摯に向き合い、市政を推進いただくことを期待して討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（下村あきら）** 日程第 5、議第 143 号及び議第 189 号京都市公契約基本条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 1 件、以上 2 件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、大津裕太議員。

〔大津総務消防委員長登壇（拍手）〕

**総務消防委員長（大津裕太）** 本委員会に付託されました議第 143 号京都市公契約基本条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 1 件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11 月 27 日の本会議において付託を受け、12 月 3 日に、行財政局に対し質疑を行った次第であります。まず、議第 143 号公契約基本条例の一部改正については、理事者から、下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。次に、議第 189 号当せん金付証券の発売金額については、理事者から、令和 8 年度に発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売金額を定めようとするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表

いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第 6、議第 184 号ないし議第 187 号訴えの提起について、ほか 3 件、以上 4 件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、河合ようこ議員。

〔河合環境福祉委員長登壇（拍手）〕

環境福祉委員長（河合ようこ） 本委員会に付託されました議第 184 号訴えの提起について、ほか 3 件について、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11 月 27 日の本会議において付託を受け、12 月 3 日に保健福祉局に対し質疑を行った次第であります。

議第 184 号から 187 号訴えの提起について、ほか 3 件、以上 4 件については、理事者から、相手方に対して、生活保護法に基づく返還金及び徴収金、民法に基づく不当利得に返還を請求したが、徴収や返還に応じようとしないうえ、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立て時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これらに対し、返還が必要な生活保護費は公金であるとの認識が希薄であるとの指摘及び債権回収業者が実施する研修に参加するなど職員が返還金の確実な回収に向けて取り組む必要性、職員の適切な指導により不正受給を防ぐ体制と研修の必要性、相手方の生活実態を踏まえて柔軟な分納計画を策定する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（下村あきら）** 日程第 7、議第 144 号、議第 148 号ないし議第 177 号及び市会議第 27 号京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 31 件、以上 32 件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、加藤昌洋議員。

〔加藤文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（加藤昌洋）** 本委員会に付託されました議第 144 号京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 31 件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11 月 27 日の本会議において付託を受け、12 月 3 日に、議第 144 号及び 148

号から 159 号の 13 件については文化市民局に対し、議第 160 号から 177 号の 18 件については子ども若者はぐくみ局に対し、市会議第 27 号については議案の提出者である共産党議員団に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第 144 号男女共同参画センター条例の一部改正については、理事者から、男女共同参画センターの利用者の利便性の向上や効率的な事業運営、また、中央青少年活動センターとの連携強化等に向け、1 階にある総合受付カウンターや事務室等を 2 階に移設するとともに、それによって生じる 1 階空きスペースを民間事業者に貸し付けることを検討しており、これらのレイアウト変更に当たり、2 階の和室 A 及び和室 B、ビデオシアター、調理コーナー及び 1 階のギャラリースペースを廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、廃止する部分を利用している方への対応及び見直し内容を市民へ十分に周知し利用につなげる必要性、平日の稼働率の向上や利用料の弾力的運用等によりイベントホールの維持管理費等を賄う考え、これまでの社会状況の変化に応じて必要な改修を行うべきだったとの指摘、つながる相談室が果たしてきた役割と成果及び今後の充実に向けた取組などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 148 号から 159 号指定管理者の指定、以上 12 件については、理事者から、北いきいき市民活動センターほか 11 施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、本市のいきいき市民活動センターの暫定利用方針を撤回し市民活動の重要な拠点として本市が積極的に支援すべきとの考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 160 号から 177 号指定管理者の指定、以上 18 件については、理事者から、葵児童館ほか 18 施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、継続性のある運営とするため非公募による指定管理者の選考や長期の指定管理期間の設定を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市会議第 27 号京都市世界遺産保護条例の制定については、提出者である共産党議員団の委員から、古都京都の文化財は世界遺産条約に基づき 1994 年に世界遺産として登録された。条約の履行のための作業指針では、地方における立法措置、規制措置の整備が求められている。2012 年に採択された京都ビジョンでは、コミュニティの関心と要望は遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならないとされており、さきの作業指針においても地域コミュニティの参画を中核とする世界遺産の効果的な管理体制が示されている。条例によりこれを具体化し、全ての人々が協力し古都京都の文化財の保護と継承に主体的に参画する制度的な枠組みを作る。世界遺産の効率的な管理体制を早急に構築し、古都京都の文化財の顕著な普遍的価値を揺るぎないものとして将来にわたり承継するため条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都の各議員団及び無所属の委員から、景観の規制を伴うのであれば、条例を制定するのではなく既存の法令や仕組みの修正などで対応すべきではないか。各条文中の「必要な措置」の内容が明確性を欠いており、それらの措置が講じられることで構成資産の所有者等が財産上の不利益を被る懸念がある。第 16 条に規定する市民等の範囲や申立ての対象が不明瞭ではないかなどの質疑や御意見がありました。これらに対し、議案提出者の委員等から、条例制定の目的は世界遺産の保護に市民全体が関わり価値を共有することである。文化財保護法や景観法は直接的に世界遺産保護を目的にしていなため、本条例を制定することで法的な裏付けができる。必要な措置については、執行機関が世界遺産保護の観点から文化財や景観を保護する取組を充実させるよう規定した。第 16 条で「市民等」と規定したのは、京都を大切に守りたいと思う方に広く門戸を開きたいためである。申立てについては対象は具体的には定めていないが、世界遺産の顕著な普遍的価値を守るという観点から行うものであるとの答弁がありました。このほか、条例制定の目的が文化財の保護よりも周辺の景観の保全を意図しているのではないかなどの指摘、世界遺産を構成する社寺等の条例案に対する賛同の状況及び関係自治体への説明の状況などについても質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都の各議員団は、市会議第 27 号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第 144 号、156 号及び 158 号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。無所属の委員は、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第

144号、156号及び158号については多数をもって、議第148号から155号、157号及び159号から177号については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、市会議第27号については賛成少数で否決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。玉本なるみ議員。

〔玉本なるみ議員登壇（拍手）〕

**玉本なるみ議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第144号京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について反対の態度を表明しておりますので、私は議員団を代表し、反対理由を述べます。

まず、男女平等への取組は徐々には進んできていますが、まだまだ課題が多くあると言わざるを得ません。2025年の日本のジェンダーギャップ指数が148か国中118位であること、京都市としては、令和6年度男女共同参画市民意見意識調査の各分野での平等感調査で、女性は学校教育以外の全ての分野、職場、家庭生活、地域活動、社会の慣習やしきたり、法律や制度、政治への参加、全てで男性の方が優遇されていると答えています。日本及び京都市においても、男女平等が進んでいるとは言えない状況にあります。

今後の男女平等を推進していくために重要なのは行政の役割であり、その拠点であるウイングス京都の愛称で親しまれている男女共同参画センターは、機能を強化し一層連携していくことこそが必要であります。市の組織体制も、男女共同参画推進課を男女平等推進部や男女平等推進局に昇格させ、組織や機能を強化すべきです。ところが、今回その拠点であるウイングス京都の面積を大幅に縮小することが打ち出されました。京都市自身がウイングス京都について、施設の機能維持向上を基本とするとしていることと逆行するものと言わざるを得ません。

今回の条例の一部改正は、ウイングス京都の玄関部分から1階全体を民間に1年間4,000万円で貸し出すために、2階の和室や調理コーナー、ビデオシアター、1階のギャラリースペースのトータル面積で235平米を、稼働率が低いことを理由に廃止するものです。そして、1階で重要な役割を果たしている総合受付カウンターや図書情報室、子どもの部屋、事務室などを大幅に縮小し、2階に引っ越しする計画は重大な問題です。

ウイングス京都の民間活用をめぐるのは、令和7年3月の京都市男女共同参画審議会において、委員から、収益につながらないような事業、例えば図書館事業や相談事業、市民活動の貸し館事業が切り捨てられていくのではないかと、ウイングス京都を見直した際に、民間団体にお金を落とせないような人は使えないようなことにならないよう慎重に検討していただきたいなどと厳しい意見が出されておりました。審議会や女性団体、利用者などの声も積極的に聴取し、民間企業のみと協議を進めることのないようにすべきです。

女性支援法施行から1年半、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる自治体の責務が明記され、相談支援の窓口となるウイングス京都の機能強化こそが今求められています。稼働率が低いので廃止や縮小するというのは、行政としての怠慢と言わざるを得ません。授乳室についても、以前に健康チェック室として活用していた地下の22.1平米の広い部屋をリニューアルせずそのまま使用し、利用者の市民が1階で鍵をもらって自分で開けて入ってもらうという大変不便な運用であり、給湯設備もありません。男女共同参画を推進する立場の京都市が、指定管理者の男女共同参画推進協会と協議を行い、日常的にウイングス京都の施設の活用やリニューアルなどに積極的に取り組む必要があったと考えます。ここにも市の組織体制の弱さが表れているのではないのでしょうか。

これらの理由から、民間活用は白紙に戻し、男女共同参画を推進するために、ウイングス京都の機能強化について、男女共同参画審議会や指定管理者、女性団体、利用者などと十分に協議を行い、これからの京都市の男女平等参画の推進、多様な社会を作っていく拠点としての役割が発揮できるようにすることを求め、討論いたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、やまね智史議員に発言を許します。やまね議員。

〔やまね智史議員登壇（拍手）〕

**やまね智史議員** 日本共産党京都市会議員団は、市会議第27号京都市世界遺産保護条例の制定を提案し、賛成の態度を表明しておりますので、以下その理由を述べます。

今回、各会派・同僚議員の皆さんには私どもの提案を真摯に受け止めていただき、12月3日、文教はぐ

くみ委員会での審査におきましても様々な角度から熱心な御質問をいただきましたことについて、まず感謝を申し上げます。

そのうえで、条例案に賛成する理由について四つの角度から申し述べます。

第1は、全会一致で先ほど可決されました京都基本構想を具体化するうえで重要な柱となっていくと考えるからです。京都基本構想では、その冒頭に「京都市が、わたしたちと世界中のあらゆる人々にとって、歴史と文化を介して人間性を回復できるまち、自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち、そして、自他の生とともに肯定し尊重し合えるまちであり続けるために、不断の努力を重ねていく。」と述べています。また、第二章京都のかたち、第四節、世界有数の学藝の府では、15か所の寺社城がユネスコ世界文化遺産に登録されていることへの言及があり、正に世界遺産保護条例と共鳴し合う内容と考えるものです。

第2は、世界遺産保護におけるコミュニティ参画の重要性についてです。この点に関わって、条例案第16条で市民等による申立てができることに関し、複数の会派・議員から、もっと対象を絞ってはどうかという御意見を頂きました。私どもも深く検討した部分です。京都のまちは、応仁の乱の荒廃の中から祇園祭を復活させたような、正に町衆と呼ばれる人々、民衆の自治によって支えられてきました。また、五山の送り火は、世界遺産にはなっていませんが、緩衝地帯あるいは歴史的環境調整区域にあって京都市内15か所に点在する世界遺産を包み込むように存在し、その眺望を守りたいという強い思いは、眺望景観創生条例をはじめとした新景観政策に深く刻まれています。そうした構成資産と不可分の関係にある守るべき地域の景観を一番知っているのはその地域の住民の皆さんであり、歴史的景観に対する尊敬の念は、その土地で長い時間を掛けて培われてきたものであると考えます。

2012年、世界遺産条約40周年記念会合において採択された提言、京都ビジョンでは、世界遺産保護におけるコミュニティの役割の重要性が強調されました。世界遺産と地域社会との関係は、条約の中心的位置を占める。世界遺産条約の履行において地域社会と先住民を含むコミュニティが重要な役割を果たしていることを何度でも強調する。コミュニティの関心と要望は、遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならないなどです。条例案では、そうした市民等が世界遺産やその所在地等の保存・管理等の状況に関し、市長に対し意見の申立てができることや、世界遺産保護審議会での検証や公聴会の開催を位置付け、市民等の意見表明の機会を制度的に保障しております。このことは、京都ビジョンで示された方向に沿うものと考えます。同時に、世界の宝である古都京都の文化財を守るため、世界遺産所有者、市民、来訪者、事業者など、京都に関わるあらゆる人々に広く門戸を開く必要があると考え、市民等という表現にさせていただきました。

第3は、世界遺産保護における周辺環境の保全の重要性です。この点について、緩衝地帯や歴史的環境調整区域に関して、現状の規制を超える規制を課すものなのか、あるいは財産権への侵害ではないかという御意見を頂きました。この点も慎重に検討した部分です。今回の条例制定は、直接的に何らかの新たな規制を定めるものではありません。世界遺産の顕著な普遍的価値、OUVが毀損されないかどうかを市民・専門家が参加した形で検証する仕組みを作るものです。この点では、2021年に国の文化審議会が取りまとめた我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）で指摘されている内容が重要と考えます。

そこでは、近年の世界遺産委員会においては、世界文化遺産の緩衝地帯を適切に設定し、その外部も含めた周囲の環境を厳格に管理していくことが求められている。そのため、大規模な事業が計画された際には、文化遺産への影響を適切に評価する必要性が高まっていること。また、我が国では、都市計画法、農地法、景観法など既存の法体系により緩衝地帯の開発を複層的にコントロールしているものの、それぞれの法体系は世界文化遺産を保護するために設けられたものではなく、適切な制限や開発調整の手段として用いることで緩衝地帯の保護措置としている実態にあること。緩衝地帯の外部については、どこまでをコントロールの対象とすべきか明確化されていないことが多いうえに、法制度の裏付けが構成資産や緩衝地帯に比して十分でない場合も見られ、その管理に困難が生じていること。しかしながら、緩衝地帯を含む世界文化遺産の周辺の環境は、遺産が顕著な普遍的価値、OUVを形成するに至った文化的背景を物語るものであり、遺産と連続する文化的なつながりを有する場所であることが多く、その保全の方策は今後の課題とされています。

以上のことから、条例案第2条において、条例の対象地域を、古都京都の文化財の構成資産、その緩衝地帯にとどまらず、国がユネスコに提出した推薦書における歴史的環境調整区域も含めていることは、国の文

化審議会答申の具体化とも言えるものと考えます。

第4は、自治体の体制整備や財政措置の重要性についてです。国の文化審議会答申では、世界遺産を周辺の環境及び地域社会と共に保護していくには、遺産を総合的に管理するサイトマネージャーの存在が重要である。我が国では多くの場合、地方自治体の担当者がこれに当たるが、その育成・配置の実情は資産によって異なり、必ずしも十分ではない。毎年のモニタリング、文化庁による定期的な保全状況の確認、6年サイクルで世界遺産委員会への定期報告といった機会があることに鑑みれば、世界文化遺産を持続可能な形で永続的に保存・活用するためには継続的に予算・体制を整える必要があり、改善が求められるとされています。

また、世界遺産所有法人の皆さんからは、文化財指定を受けていない建物や庭園、森林の管理・保全の経済的負担が大きいとの声をお聴きしてきました。京都市の所有する二条城においても、その運営・修理・整備に昨年度だけでも約9億6,000万円を費やしており、そのうち国の負担は6,350万円にとどまっています。このことは、本市独自の財政措置と共に国の財政支援が不可欠であること、世界遺産の保全が文化財保護法の範囲だけでは限界があることを示しています。

以上の点から、条例案で本市の体制整備、必要な財政措置、専門職員の育成などを規定していることは、国の文化審議会答申の提起に応えるとともに、世界遺産所有法人の皆さんも後押しするものになると考えます。

最後に、2004年の景観法制定時、衆議院での法案成立時の付帯決議には次のように記載されています。

「我が国の都市を美しさと風格を備えた世界に誇れる都市へと再生させるため、都市再生に係る諸制度の運用に当たっては、良好な景観の形成、緑地の保全及び緑化の推進に関し適切に対応すること。特に、京都などの世界に誇る歴史的な価値を有した美しい都市の景観の回復・保全を図るため特段の配慮を行うこと。」  
このように、京都の景観問題は京都市のみならず我が国全体にとっても重要な位置付けを持つものであります。

世界遺産保護条例の制定によって、これからも世界遺産保護、景観や住環境の保全へ、広範な市民の皆さん、事業者の皆さん、世界遺産所有法人の皆さんと力を合わせることを呼び掛け、賛成討論といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、片桐直哉議員に発言を許します。片桐議員。

〔片桐直哉議員登壇（拍手）〕

**片桐直哉議員** 改新京都は市会議第27号に反対の立場を表明しておりますので、その立場から討論いたします。

本条例案の提案者が、京都の世界遺産をしっかりと守り、次の世代へ継承していきたいという思いを持っておられることについては、私も同じ気持ちでありますし、経済性ばかりが優先されてしまい、大切な文化や景観が後回しにされているのではないかという市民の声が多くあることも理解できるところです。今以上に市民任せではなく、行政が景観等の保全をきちんと進めていくための支援策や財政措置をより充実させることが大切だと感じています。

そのうえで、この条例案においては、対象となる範囲が非常に広いため、世界遺産を守るための制度が市民の日常の商いや暮らしにまで過度な制限を与えてしまうおそれがあります。京都は世界遺産のある都市であると同時に、テーマパークではなく、たくさんの市民が暮らす生活の場です。文化や景観を大切にしながら、住民が住み続けられる環境を守ることと同時に、市民の様々な活動や生活を温かく支えていくバランスがとても重要であると思います。

さらに、本条例案の第16条にある意見申立ての仕組みには幾つかの懸念点があるため、慎重な立場を取らせていただいています。まず、意見申立ての対象が特定の開発に絞られていないこと、また、市民等という言葉には、市外の方々も広く対象になり得ることが挙げられます。今のSNSの状況を踏まえると、排外的な意見が広がりやすい環境にあり、外国語の看板は世界遺産の価値を損なうといった投稿が拡散されれば、それに影響された多くの方が申立てを行う可能性もあります。そうなれば、対象となったお店の方が精神的な負担を感じたり、営業に支障が出てしまうことも考えられます。遺産の保護、景観保全を目的としながら、結果として人権を損なうような事態になることは避けなければなりません。

また、世界遺産の価値にふさわしいかどうかという判断は、それぞれ感じ方が異なります。アニメの看板やフィギュアのお店、あるいは政治活動用ポスターなどについて、世界遺産の価値にとって善しあしの基準

をどう判断するのか、表現の自由や政治活動にまで影響が及びかねません。曖昧な基準のまま制度を運用することは、望ましい形とは言いがらうと考えます。世界遺産を守り続けていくことは大切ですが、そのための規制は明確な区切りが必要であり、理解を深めていくことが必要だと考えます。

世界遺産保護条例を作るということの一定の意義は理解しますが、本条例案には賛同することが難しいと判断いたしました。世界遺産と共に京都の文化と暮らしを守っていくために、より丁寧で実効性のある仕組みを検討していく必要があることを考えていることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第 144 号、議第 156 号及び議第 158 号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市会議第 27 号を表決に付します。本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は否決されました。

次に、議第 168 号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案 27 件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第 8、議第 145 号ないし議第 147 号、議第 178 号ないし議第 183 号及び議第 188 号京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 9 件、以上 10 件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、西山信昌議員。

〔西山まちづくり委員長登壇（拍手）〕

まちづくり委員長（西山信昌） 本委員会に付託されました議第 145 号京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 9 件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11 月 27 日の本会議において付託を受け、12 月 4 日に、議第 145 号、146 号及び 178 号から 185 号の 5 件については都市計画局に対し、議第 147 号、181 号から 183 号及び 188 号の 5 件については、建設局に対しそれぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第 145 号都市計画関係手数料条例の一部改正については、理事者から、建築基準法施行令の一部改正に伴い規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、今回の条例改正による事業者や市民への影響などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 146 号市立浴場条例の一部改正については、理事者から、市立錦林浴場について、近隣の改良住宅における浴室の設置状況が改善する見込みとなったことから廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、近隣住民及び利用者の声を聴き廃止ではなく継続営業に向けて再検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 147 号観光駐車場条例の一部改正については、理事者から、観光地周辺の交通渋滞の緩和等に資する対策として、高雄観光駐車場を除く観光駐車場におけるバスの駐車に関し、予約制度を導入するとともに、乗客を乗車又は降車させるための一時的な駐車ができるようにするほか、必要な規定整備等を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、予約制度の導入に当たっての修学旅行生への配慮の状況、一時駐車を利用するバスに空き駐車場の情報を提供するとともにその後の駐車場所を確認する必要性、

増加する交通課題に正面から取り組み観光客も周辺住民も気持ちよく過ごせる状況を作る必要性、観光駐車場だけでなく本市が所管する駐車場も含めて一体的に管理する仕組みを検討する考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 178 号から 180 号指定管理者の指定以上 3 件については、理事者から、市立錦林浴場ほか 6 施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、サービス向上の取組の評価基準が曖昧であるとの指摘、指定期間中の大幅なコスト変動を想定した指定管理料の見直しの基準がないとの指摘、地域コミュニティの場としての役割を踏まえて市立浴場の維持を検討する必要性、気軽に利用できるよう京都府と連携し手頃な価格設定にする考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 181 号市道路線の認定及び議第 182 号市道路線の廃止、以上 2 件については、理事者から、京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業の施行により建設する道路など合計 8 路線を認定し、また、現に道路の機能が失われ、かつ隣接土地所有者から廃止の申請があった 3 路線の一部を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第 183 号損害賠償の額の決定については、理事者から、街路樹管理のかしに起因する事故に係る損害について、本市が賠償することで合意し、示談するため損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、市民の財産である街路樹の適正管理に向けて予算や人員体制を充実させる必要性、事故発生の可能性や管理コストを踏まえ、街路樹に適した樹種の選定や道路環境の整備等を計画的に行う考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 188 号訴えの提起については、理事者から、本市が管理する道路に長期間にわたって複数の車両等を放置した法人及びその取締役等に対し、道路の不法占用に起因する損害等の支払を求める訴えを提起しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、放置車両等の現在の状況及び今後の再発防止策、今後の裁判における争点及び見通し、強制除去を可能とする道路法の改正から車両等を除去するまでに 9 年も要した理由、新たな放置車両に対して警察と緊密に連携し今後の対応に当たる必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第 178 号から 180 号指定管理者の指定、以上 3 件については、12 月 10 日に理事者から、指定管理料の変更については、これまでから指定管理者との個別の協議により実施するとされてきたが、市立浴場については指定管理料のうち相当程度が光熱水費であり、物価変動に左右されやすい特殊性に鑑み、今後は変更の目安を具体的に定め、これを指定管理者と共有することにより、安心して指定管理業務に従事してもらえ環境を整えることとする。なお、この目安は次期指定管理期間の開始までに検討するとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第 146 号及び 178 号から 180 号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第 146 号及び 178 号から 180 号については多数をもって、残余の議案 6 件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。まず、議第 146 号及び議第 178 号ないし議第 180 号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案 6 件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第 9、議第 190 号地方独立行政法人京都市産業技術研究所第 4 期中期目標の策定

についてを議題といたします。

産業交通水道委員長の報告を求めます。産業交通水道委員長、みちはた弘之議員。

〔みちはた産業交通水道委員長登壇（拍手）〕

**産業交通水道委員長（みちはた弘之）** 本委員会に付託されました議第 190 号地方独立行政法人京都市産業技術研究所第 4 期中期目標の策定について、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11 月 27 日の本会議において付託を受け、12 月 4 日に産業観光局に対し質疑を行った次第であります。

本議案については、理事者から、第 3 期中期目標期間の終了に伴い、地方独立行政法人法の規定により本市が法人に指示することとされている中期目標を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、第 4 期中期目標においても多様な財源の確保に向けて取り組む必要性、第 3 期期間中に研究開発件数が減少した要因及び第 4 期における対応方針、産業技術研究所の取組内容を市民に広く発信する必要性、産業技術研究所と京都府中小企業技術センターとの一体的な運営に向けた検討状況、中小企業や伝統産業の未来に貢献する研究開発に今後も力を尽くすべきとの考え、第 4 期中期目標で掲げる産業技術研究所の取組に対して社会状況の変化や課題を踏まえ産業観光局が関与し支援する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団及び無所属の 2 名の委員は、原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付しております委員会報告書のとおり、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第 10 ないし日程第 16、議第 207 号京都市土地利用審査会委員の任命について、ほか 6 件、以上 7 件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第 17 ないし日程第 28、諮第 4 号人権擁護委員の推薦について、ほか 11 件、以上 12 件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本件は、説明及び委員会付託を省略のうえ、諮問のとおり可と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のとおり可と認めることに決しました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第 29、市会議第 28 号京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第 30、市会議第 29 号危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第 31、市会議第 30 号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第 32 及び日程第 33、市会議第 31 号重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書の提出について、ほか 1 件、以上 2 件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（下村あきら）日程第 34 及び日程第 35、市会議第 33 号持続可能な社会保険制度の構築を求める意見書の提出について、ほか 1 件、以上 2 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。西野さち子議員。

〔西野さち子議員登壇（拍手）〕

西野さち子議員 日本共産党市会議員団は、自民党、公明党から提案されています持続可能な社会保険制度の構築を求める意見書案に反対し、日本共産党市会議員団が提案しています OTC 類似薬の保険適用除外等を行わないことを求める意見書案に賛成の立場を表明していますので、その理由を述べ討論します。

現役世代の保険料負担軽減を口実に、市販薬と効能が同じ OTC 類似薬を保険適用から除外することが政府の経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針 2025）に盛り込まれ、検討されています。風邪薬や胃腸薬、湿布薬など市販薬と効能の似た OTC 類似薬の保険適用除外は、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減のためとしています。保険適用から外すことによって薬代の負担増になることが懸念されています。日本医師会も OTC 類似薬の保険適用除外について、医療機関の受診控えによる健康被害や経済負担の増加に加えて、医師の診察による処方でない薬を購入することによる、薬の適正使用が難しくなることの 3 点を上げて強い懸念を表明されています。

患者家族会や全国保険医団体連合会や新日本婦人の会が中心となって行われた保険外しによる影響アンケートの中間報告では、10 月 30 日時点で 5,687 件の回答が寄せられました。自由記載欄には、30 代の難病で治療中の方は、鎮痛剤を保険外しにされると死活問題。働き盛りで子育て中でもあるのに、金額を気にして鎮痛剤を十分に使用できなくなると生活もままならない。また、別の病気で治療中の 30 代の方は、子供を後一人はと思っていたが、現役世代の負担を重くするのならば諦めざるを得ないとの悲痛な声が寄せられています。

厚生労働省の資料では、花粉症薬、湿布薬、総合感冒薬、解熱鎮痛薬の 4 品目を例示し、OTC 類似薬と市販薬の薬剤費を比較し、保険外しになれば 8 倍から最大 50 倍の自己負担増となることが明らかになりま

した。難病で医療費助成の対象疾病として月額自己負担上限額が適用されている患者の場合は、使用しているOTC類似薬が保険適用外になれば、難病の医療費助成制度から外され、大幅な負担増となります。アトピー性皮膚炎やぜんそくなどのアレルギー疾患やリウマチや広範囲の皮膚炎などで、長期にわたりOTC類似薬の使用が必要な患者も多くおられます。

また、京都市の子供の医療費助成制度では月200円の負担で薬剤が処方されていますが、OTC類似薬を購入しなければならなくなることで、折角の医療費助成制度が意味を持たない事態が生じてしまいます。

厚生労働省は、11月27日の医療保険部会で、保険適用除外を行わない代わりに、現行1割から3割の自己負担の引上げや、選定療養制度、混合診療を使って薬代の全部又は一部を保険から外し、その部分は全額自己負担にするなど一部見直しの動きを示していますが、結局は患者に追加負担を求めるものです。

自民党、公明党から提案されている意見書案は、OTC類似薬が保険適用除外となると、市販薬の購入が負担増となり受診などをためらい、症状の重篤化を招く可能性も否定できず、結果として、より高額な医療・治療を必要とするケースが増え、医療費全体としてはむしろ増額するリスクも指摘されているとしながら、「人口減少・少子高齢社会の進展に伴い、現行の社会保険制度をそのまま維持することは困難であり、限られた財源を真に必要な医療に重点配分する仕組みづくりは避けて通れない。すなわち、医療費の適正化は必要である。」としていることは、OTC類似薬の保険適用除外を進める立場と言わざるを得ません。また、日本維新の会は、OTC類似薬を保険適用から外せば1兆円の医療費削減につながると主張していますが、治療に薬を必要とする人々への負担は重くし、適切な医療や治療から遠ざけることにしかありません。これでは、持続可能な社会保険制度は構築できないのではないのでしょうか。

国民皆保険制度の下、必要な医療は保険でカバーされるべきです。厚生労働省自身、厚生白書などで「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」と掲げています。

最後に、自民、維新による国民の命に関わる医療保険制度の更なる4兆円削減は国民と健康を切り捨てるもので、絶対に許してはいけないことを強く申し上げて私の賛成討論といたします。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第34号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって本案は否決されました。

次に、市会議第33号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（下村あきら）** 日程第36、市会議第35号太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第37、市会議第36号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（下村あきら）** 日程第38、市会議第37号今後も非核三原則を堅持することを求める意見書の提出に

ついてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）少数であります。よって本案は否決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第 39、市会議第 38 号生活保護基準引下げ訴訟の最高裁判所判決にのっとり対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。山田こうじ議員。

〔山田こうじ議員登壇（拍手）〕

山田こうじ議員 日本共産党京都市会議員団は、生活保護基準引下げ訴訟の最高裁判所判決にのっとり対応を求める意見書案に賛成していますので、その理由を述べ討論いたします。

生活保護基準の大幅引下げは憲法第 25 条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えていたのちのとりで裁判の上告審判決で、最高裁判所は今年 6 月 27 日、保護基準引下げを違法とする初の統一判断を示しました。2014 年から全国 29 都道府県で 1,027 名が闘う中でこの画期的判決です。裁判長が判決を読み上げると、法廷の傍聴席の支援者から安どのため息が聞かれました。最高裁判所前では弁護団が、司法は生きていた、勝訴と書かれた紙を掲げました。集まった原告、支援者らは大きな歓声を上げました。

最高裁判所は、厚生労働省が保護基準引下げで物価下落率のみを使ったデフレ調整は合理性がないと指摘。デフレ調整は社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏付けを認められないとしました。厚生労働省の判断の過程・手続には過誤、欠落があり、裁量権の逸脱又は濫用があったとして生活保護法違反だと認定しています。

ところが、厚生労働大臣は最高裁判決を受けてもなお原告への謝罪を拒否し、補償しようとしていません。それどころか、原告との協議に応じようとせず、新たな減額を行おうとしています。新たな減額改定を行うことは、法律で禁じられている紛争の蒸し返しに当たり、許すことはできません。原告を含む全ての生活保護利用世帯に対し、現行の水準均衡方式ではなく、所得下位 10 パーセント層を比較・均衡の対象にしたゆがみ調整を再実施するうえ、デフレ調整、マイナス 4.78 パーセントに代わる新たな減額をしようとしています。さらに、原告については特別給付金を出し、他の利用者との差を付けようとしています。

このような対応は、専門委員会報告書が示した選択肢の中で最も低い水準での対応であり、訴訟の敗者である厚生労働省が、その主導で原告側の意見は聞き置く形で専門委員会を開催してきた目的が、最高裁判決の意義をわい小化し、被害者の生活を顧みないものであることが明らかとなりました。最高裁判所による勝訴判決の効力を全く無視するものであり、許すことはできません。再減額改定を行うことは、違法に不利益変更するものであり、加えて、原告とその他の利用者に格差を付ける対応は、生活保護法が定める無差別平等の原理に反するものであり、生活保護利用者全員に差額全額を補償すべきです。厚生労働省の対応は司法軽視であり、国の三権分立、法の支配を揺るがすものであります。

生活保護世帯の 8 割は高齢者世帯と重度の障害・傷病世帯であり、本件訴訟に立ち上がった 1,027 名の原告のうち 2 割を超える 232 名以上が亡くなっています。命のある内の早期全面解決に向けた適切な政策判断と原告を含む全ての生活保護利用世帯に対する直接の真摯な謝罪を改めて強く求め、賛成討論といたします。

御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）少数であります。よって本案は否決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第 40、市会議第 39 号人種差別に反対する声明を発出することを求める決議につ

いてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）少数であります。よって本案は否決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）日程第 41、市会議第 40 号「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の効果的・効率的な執行を求める決議についてを議題といたします。

案の説明を求めます。小島信太郎議員。

〔小島信太郎議員登壇（拍手）〕

小島信太郎議員 改新京都は、維新・京都・国民市会議員団並びに菅谷浩平議員と共同で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の効果的・効率的な執行を求める決議案を提出しておりますので、提案説明をいたします。

本決議案は、物価高騰が長期化し、市民生活への影響が一層深刻化する中で、国が補正予算に盛り込んだ当該交付金を、物価高騰に影響を受ける全ての市民に寄り添って最大限効率的、効果的に活用することを求めるものです。

今回の交付金は、地域の実情に応じて柔軟に支援策を講じることができるとされていますが、一部の地方自治体からは、政府が例示するお米券などの物品給付について、費用対効果や事務負担の面から疑問の声が上がっております。本市においても、事務経費や事務負担の最小化に鑑みて、かつ市民が支援を実感できる受益感のある施策を検討することが求められます。

例えば、水道使用料の減免であれば、元来徴収しているものを一定期間やめるだけであり、経費や負担を大幅に減らすことができると考えますし、他方で受益感から考えれば、現金給付に勝るものがないかもしれません。

また、困窮する生活者への支援にはスピード感が求められることから、施策の検討から市会での審議までには限られた期間が想定されます。そのため、いまだ国会での審議中ではありますが、本交付金の用途について市会として決議するには本議会しかないと考えております。本市においては、市民生活に寄り添いながら事務費や事務負担の肥大化を避け、自治体の裁量をいかした実効性のある支援となるよう、早急に検討し、創意工夫を凝らした執行を期待し、提案説明といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）これより表決を採ります。本案は、委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら）以上をもって今 11 月市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔正午散会〕

~~~~~

議 長 下 村 あきら

署名議員 西 村 義 直

同 河 合 ようこ